株式会社 タクミナ

証券コード:6322

第49回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時	2025年6月20日	(金曜日)
四田山	2023 0/1200	(34,94)

午前11時(受付開始:午前10時30分)

開催場所 大阪市中央区本町橋2番31号

シティプラザ大阪 2階「SYUN-旬-1

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である

取締役を除く。) 4名選任

の件

第3号議案 監査等委員である取締役1

名選任の件

目 次

第49回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	28
計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
監査報告	34
株主総会参考書類	40



(証券コード 6322) 2025年6月4日 (電子提供措置の開始日 2025年5月29日)

株 主 各 位

大阪市中央区淡路町二丁目2番14号

株式会社 タクミナ

代表取締役社長 山 田 圭 祐

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト(https://www.tacmina.co.jp/ir/meeting/)



株主総会資料掲載ウェブサイト(https://d.sokai.jp/6322/teiji/)



電子提供措置事項は、上記の各ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show) (上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「タクミナ」 又は「コード」に当社証券コード「6322」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料 | 欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2025年6月20日(金曜日)午前11時(受付開始:午前10時30分)
- 2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号

シティプラザ大阪 2階「SYUN-旬-1

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

※株主の皆様に対する公平な利益還元の観点からお土産は取止めとさせていただいて おります。ご理解ならびに協力のほどお願い申しあげます。

- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第49期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第49期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

- 4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。またインターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。
 - (2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

【お願い及びご通知事項】

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面 をお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いており ます。
 - 1. 連結計算書類の「連結注記表」
 - 2. 計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その 旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。株主総会 当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日に予め当社ウェブサイトをご確認くださいますよ うお願い申しあげます。
- ・当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

日時

2025年6月20日 (金曜日) 午前11時



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の替 否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日 (木曜日) 午後5時30分入力完了分まで



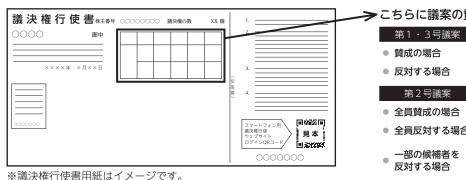
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対 する替否をご表示のうえ、ご返送く ださい。

行使期限

2025年6月19日 (木曜日) 午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 「替」の欄に〇印
- ≫ 「否」の欄に○印

- 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合
- 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を 反対する場合
- 「賛」の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。

インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。 またインターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

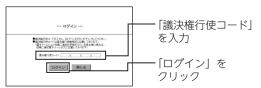
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

2024年4月1日から2025年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境等の改善が進む中、緩やかな回復基調となりました。一方で、原材料価格やエネルギー価格の高騰による物価上昇が継続しているほか、米国の政策動向などによる経済環境への影響も懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおいては、国内では、ケミカル業界の設備投資意欲が引き続き旺盛であることに加えて、水処理関連の引き合いも強く、好調に推移しました。一方、海外向けでは、二次電池市場における需要が鈍り、低調な結果となりました。

以上の結果、売上高は、111億19百万円(前期比0.9%増)となり、前期に続き過去最高を更新しました。

利益面につきましては、売上構成の変化に伴い限界利益率が上昇したことから、売上総利益は51億90百万円(同3.9%増)と増加しました。また、販売費及び一般管理費は、賃上げの実施や企業活動の活発化等により増加しましたが、売上総利益の増加により吸収することができたため、営業利益は16億3百万円(同1.3%増)、経常利益は16億45百万円(同2.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は12億17百万円(同1.8%増)となり、各利益についても過去最高を更新しました。

主な品目別販売実績は以下のとおりです。

【高性能ソリューションポンプ】

国内市場では、当社主力製品の「スムーズフローポンプ」の主要市場となるケミカル業界において、二次電池関連や素材関連を中心に堅調な設備投資需要が継続しており、同製品群の販売は引き続き好調に推移しました。スムーズフローテクノロジーを駆使したソリューションの採用は、環境への負荷低減や自動化・効率化につながるシステム化のニーズ拡大に加えて、研究・開発分野における新用途に向けても広がりつつあり、順調に売上を伸ばしております。また、2025年2月には、東京ビッグサイトで開催された「スマートエネルギーウィーク2025」に出展し、電池及びその材料の製造工程に向けて、「スムーズフローポンプ」を中心とした流体ソリューションやスムーズフローテクノロジーを紹介するとともに、品質と生産性の向上や不良率とTCO(Total Cost of Ownership)削減への貢献を訴求しました。

海外市場では、韓国企業における二次電池関連に向けた「スムーズフローポンプ」の納入は継続しているものの、EV需要の減速に伴い投資計画に停滞が見られ、前期に比して低調に推移しました。 一方、中国においては、ケミカル市場向けで「スムーズフローポンプ」の売上が増加し、業績に貢献しました。

以上の結果、高性能ソリューションポンプの売上高は、43億36百万円(前期比2.0%減)となりました。

【汎用型薬液注入ポンプ】

国内を中心とした堅調な設備投資を背景に、水処理関連で需要が増加しており、滅菌・殺菌業界の 活発な動きが続いている中で、順調に推移しました。

以上の結果、汎用型薬液注入ポンプの売上高は、29億3百万円(前期比0.8%増)となりました。

【ケミカル移送ポンプ】

「ムンシュポンプ (高耐食ポンプ)」が、進行中の製鉄プラント向け案件で受注を継続していますが、前期に大型物件を受注していたこともあり、売上が微減となりました。

以上の結果、ケミカル移送ポンプの売上高は、7億42百万円(前期比1.8%減)となりました。

【計測機器・装置】

滅菌・殺菌業界向けに案件数が底上げされ、中でも「計測機器」及び「流体制御装置」の受注が増えたことにより、売上が増加しました。

以上の結果、計測機器・装置の売上高は、14億78百万円(前期比11.1%増)となりました。

【流体機器】

水処理関連向けを中心に順調に推移しましたが、前期に海外の二次電池関連向けで大型物件を複数 受注していた反動により、売上が減少しました。

以上の結果、流体機器の売上高は、4億18百万円(前期比9.0%減)となりました。

【ケミカルタンク】

ケミカルタンクは、水処理プラント向けで大型タンクのスポット案件を受注し、順調に売上を伸ば しました。

以上の結果、ケミカルタンクの売上高は、8億11百万円(前期比12.6%増)となりました。

【その他】

その他には、立会調整費やメンテナンス等の売上高及びその他(レストラン、ホテル、フィットネス)の売上高が含まれております。

その他の売上高は、4億28百万円(前期比3.6%減)となりました。

品目別売上高の状況

期別	第48期(2024年	F3月期)	第49期(2025年	F3月期)
	金額	構成比	金額	構成比
	百万円	%	百万円	%
高性能ソリューションポンプ	4,423	40.2	4,336	39.0
汎用型薬液注入ポンプ	2,881	26.1	2,903	26.1
ケミカル移送ポンプ	755	6.9	742	6.7
計 測 機 器・装置	1,330	12.1	1,478	13.3
流 体 機 器	459	4.2	418	3.8
ケミカルタンク	720	6.5	811	7.3
そ の 他	445	4.0	428	3.8
合 計	11,015	100.0	11,119	100.0

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度の資金調達は、経常的な資金調達のみを行っており、特に記載すべき事項はありません。

② 設備投資

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は3億79百万円で、これらの設備投資資金は自己資金でまかないました。

主な設備投資の内容は、「流体ソリューションセンター〈横浜 L A B〉」新設 1 億84百万円、検査・測定機器36百万円ほかであります。

生産の大幅な増強につながるような設備投資はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

Image: section of the	分	期別	第 46 期 (2022年3月期)	第 47 期 (2023年 3 月期)	第 48 期 (2024年 3 月期)	第 49 期 (2025年3月期)
売	上	高 (百万円)	8,676	9,744	11,015	11,119
経	常 利	益 (百万円)	1,266	1,475	1,611	1,645
親会する	会社株主に る 当 期 純 ラ	帰属 (百万円) 利 益	880	1,060	1,195	1,217
1株	当たり当期約	吨利益(円)	122.12	146.82	165.22	170.23
総	資	産 (百万円)	12,092	13,713	14,907	14,730
純	資	産 (百万円)	8,117	8,971	10,023	10,298
1 株	当たり純貧	B 産額(円)	1,125.37	1,241.41	1,384.20	1,494.63

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 対処すべき課題

ポンプのメーカーとして、お客様の立場に立った独創性のある製品を提供し続けるため、以下の ことを主な課題と考えております。

① マーケティング機能の強化と「わかりやすい」情報発信

当社グループの活動に興味を持っていただき、当社グループ及び当社グループの技術・製品に、より一層関心を持っていただけるよう、お客様との接点を豊かにし、「お客様の立場に立って考える」という観点から全社を挙げてマーケティング体制を整備してまいります。具体的には、「流体ソリューションセンター〈朝来LAB〉」、また2025年2月に開設いたしました「流体ソリューションセンター〈横浜LAB〉」などを活用し、お客様と共同で課題解決に取り組むことでユーザーニーズの収集活動を強化してまいります。

また、「わかりやすい」情報発信(移動型研修施設「ポンプ道場」・ショールーム型研修施設「タクトスペース」・環境/社会/経済活動レポート・メールニュース・ホームページ・広告宣伝・展示会・動画を活用した製品/施設紹介など)に注力してまいります。

② ポンプ・ポンプ応用製品及び装置に関する商品化機能の拡充

ポンプ・ポンプ応用製品及び装置に関する商品化機能を拡充し、ケミカル・素材をはじめ食品・医薬品・化粧品など、あらゆる産業で求められている液体の精密充填・精密混合ニーズを的確に把握して、環境に配慮したエコデザインの高付加価値製品を開発・提供し、水処理・滅菌などの従来市場とともに新用途・新市場への展開を図ります。

③ コアコンピタンス (競争力のあるコア技術) の追求と認知度の向上

水の安全・安心を提供し、あらゆる産業で、高付加価値液体の理想的な移送システムを実現するため、滅菌殺菌テクノロジーの追求から生まれるユニークな製品・装置に加え、「スムーズフロー」ブランドに代表されるダイヤフラム(隔膜)駆動ポンプの利点(液漏れを起こさない構造・液質や液性を変化させない移送・高精度で安定的な移送・圧送など)について、認知度の向上を図り、その特長をさらに追求いたします。

④ 海外売上比率の向上

市場のグローバル化の進展に伴い、海外のお客様に対しても、様々な産業での理想的な液体移送の実現など、当社グループが貢献できるフィールドが増加しております。そのため、海外各地の情報収集、ユーザーニーズの把握や製品の認知度向上を図るとともに、各地域の販売店に対する支援活動の強化を行い、海外売上比率の向上に努めてまいります。

⑤ アフターサービスの強化

お客様のさらなる価値向上のためには、アフターサービスの強化が重要課題となっております。予防保全体制の拡充など、受動的な活動だけではなく能動的な活動に対しても積極的に取り組み、アフターサービスの強化を図ってまいります。

⑥ サブスクリプションサービスの浸透

2024年4月より「ポンプのサブスクリプション」を開始いたしました。既に多くのお客様にご利用いただいております「スムーズフローポンプQシリーズ」を手軽に必要な期間だけご利用いただけるサービスとなっております。当社グループは常に独創的なテクノロジーとサービスを追求し、本サービスを通じて研究・開発における変革やものづくりイノベーションに貢献し、社会をより豊かなものにするために取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容(2025年3月31日現在)

ポンプ事業(高性能ソリューションポンプ、汎用型薬液注入ポンプ、ケミカル移送ポンプ、計測機器・装置、流体機器、ケミカルタンクの製造及び販売ほか)

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本 社:大阪市中央区

営 業 所:札幌支店、仙台支店、千葉支店、東京支店、横浜支店、名古屋支店、金沢支

店、大阪支店、倉敷支店、広島支店、高松支店、福岡支店

工場・研究所:兵庫県朝来市生野町、横浜市保土ケ谷区

② 子会社

TACMINA USA CORPORATION (アメリカ合衆国)

TACMINA KOREA CO.,LTD. (大韓民国)

(7) 使用人の状況(2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

328名(前期比10名増)

(注) 当社グループはポンプ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
320名 10名増		40.0歳	14.3年

(8) 重要な子会社の状況

名	出資比率	主 要 な 事 業 内 容					
TACMINA USA CORPORATION	100%	当社製品の販売及び販売支援					
TACMINA KOREA CO.,LTD.	100%	当社製品の販売及び販売支援					

(9) 主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

借	入	先		借	入	額
株 式 会	社 三 菱 U F	J 銀	行			150百万円
株式会	社 三 井 住	友 銀	行			150
株式会	社 みず	ほ銀	行			50
三井住江	豆 信 託 銀 行	株 式 会	社			30
株式	会 社 但 原	馬 銀	行			4
但 陽	信用	金	庫			4

2. 株式に関する事項

(1)株式の状況(2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

23,000,000株

② 発行済株式の総数

6,894,552株(自己株式 833,988株を除く)

③ 当事業年度末の株主数

3,344名

④ 上位10名の株主

株	主		名	持 株 数	持株比率
9 7 3	ナー共	栄 持 株	会	991千株	14.38%
Ш	\blacksquare	義	彦	553	8.03
合同会社	N . K . F	reud	e l	540	7.83
CHARO	N F I N A	NCE GM	ВН	335	4.87
9 7 3	ナー社	員 持 株	会	303	4.40
Ш	\blacksquare	信	彦	268	3.90
Ш	\blacksquare	裕	子	133	1.93
熊	谷	景	子	129	1.87
Ш	\blacksquare	幸	子	129	1.87
大西	久	美	子	124	1.80

⁽注) 持株比率は、自己株式 (833,988株) を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交 付 対 象 者 数
取締役(監査等委員を除く)	10,928株	4名
(うち社外取締役)	(-株)	(-名)
取締役(監査等委員)	一株	-名
(うち社外取締役)	(一株)	(-名)

⁽注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項(4) 取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

Е	E	2	7	地				位		担	当	重	要	な	兼	職	の	状	況
Ш		信	彦	代 表	取	締	役	会	長										
Ш	\blacksquare	圭	祐	代 表	取	締	役	社	長										
Á	岩	源	史	取締	役	執	行	役	員	営業統括本部長									
井	上	博	公	取締	役	執	行	役	員	生産本部長兼 製造管理部長									
吉	Е	В	裕	取 (常勤	監	締 査 (等多	5 員	役										
打		幸	生	取 (監	査	締 等	委	員	役										
酒	井	修	_	取 (監	査	締 等	委	員	役)										

- (注) 1. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために吉田 裕氏を常勤監査等委員として選定しております。
 - 2. 取締役(常勤監査等委員)吉田 裕氏は経理部長として15年間従事した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 取締役(監査等委員) 打田 幸生氏及び酒井 修一氏は、社外取締役であります。
 - 4. 当社は、取締役(監査等委員) 打田 幸生氏及び酒井 修一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員 として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員及び管理職従業員であります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が塡補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

	,	•						
区分	起點等介紹宿	報	報酬等の種類別の総額					
	報酬等の総額 	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	人数			
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	169,256千円 (一千円)	116,964千円 (一千円)	29,300千円 (一千円)	22,992千円 (-千円)	4名 (-名)			
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	11,580千円 (3,690千円)	11,580千円 (3,690千円)	-千円 (-千円)	-千円 (-千円)	4名 (3名)			
合計 (うち社外取締役)	180,836千円 (3,690千円)	128,544千円 (3,690千円)	29,300千円 (-千円)	22,992千円 (-千円)	8名 (3名)			

- (注) 1. 上記には、2024年6月19日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員) 1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社では、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、また、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、持続的な成長につながる健全なインセンティブとして機能するよう、役員報酬制度を取締役会にて決定しております。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

(報酬水準及び報酬構成の考え方)

当社役員が担うべき機能・役割に応じた報酬体系とするとともに当社業界水準等に応じた競争力を有する報酬水準であり、次世代の経営を担う人材にとって魅力的かつ成長意欲を喚起し、組織の活力向上が図れる制度としております。業務執行を担う取締役の報酬等については、業績との連動性を強化し、単年度の業績のみならず、中長期的な企業価値に連動する報酬制度を採用することや、現金報酬のほか株主価値との連動性を強化した株式報酬を設けることで、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成としています。また、特に顕著な功労があると認められる取締役に対しては功労金を支給することがあります。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等については、経営の監督機能を担う役割を適切に果たすため、独立性を確保する必要があることから、固定の月額報酬のみを支給することとしております。

③役員の報酬等の額又はその算定方法の内容及び決定方法

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の報酬等

当社における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2020年6月19日開催の第44回定時株主総会で承認いただいた総額を年額3億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)で決定することとしております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、5名であります。取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)の報酬等は、中長期的な業績向上及び企業価値の持続的な向上への貢献意欲を高めるため、固定報酬となる「基本報酬」と単年度業績を反映した「業績連動賞与」、中長期的業績が反映できる「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。なお、社外取締役の報酬は、固定報酬となる「基本報酬」のみを支給することとしております。当事業年度における個人別の報酬等の内容は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内であり、報酬制度に沿ったものであると取締役会で承認されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 基本報酬

「基本報酬」は、月額報酬として金銭で支給するもので、個人別の報酬額は当社取締役会決議に基づき一任された代表取締役社長 山田 圭祐が個々の取締役の職務と責任及び実績に応じて決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を当社において最も熟知し、各取締役の地位及び担当、功績等も踏まえ、総合的に報酬額を決定できると判断したためであります。

口. 業績連動賞与

当社の金銭報酬の基準について、目標を達成した場合の基準額が、固定報酬となる「基本報酬」の割合を80%、業績連動報酬となる「業績連動賞与」の割合を20%となるよう概ね設定しております。「業績連動賞与」は、報酬の客観性及び透明性を高めるために毎期公表された連結営業利益を業績指標とし、目標を達成した場合の基準額を100として達成度により50%から200%の範囲で変動します。なお、各対象取締役への配分は役位別に予め定められた分配係数を乗じて設定しております。連結営業利益を業績指標として選定した理由については、連結営業利益が短期的な企業の収益性や企業価値を表す重要な指標であることから、株主の皆様の利益最大化に責任を持つ取締役としての報酬を決定する指標としてふさわしいものと判断したためであります。最終的には取締役会の承認により決定し、一定の時期に支給いたします。

(業績連動賞与の算定式)

業績連動賞与 = 基準額 × 業績連動係数 × 役職別分配係数

業績連動係数 = 連結営業利益(実績値)/連結営業利益(目標値)

日標とする業績連動指標

	目標とする指標	目標値	実績値	業績連動係数
2025年3月期	連結営業利益	1,600百万円	1,603百万円	100.2%

八. 譲渡制限付株式報酬

2020年6月19日開催の第44回定時株主総会における決議により、対象取締役に業績向上及び当社の 企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進 めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入し ております。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、5名であります。対象取締役は、当 社取締役会決議に基づき一定の時期に支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、 当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式 の総数は年50.000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通 株式の株式分割又は株式併合が行われた場合等、当該総数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じ たときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することが できるものとします。)といたします。なお、その1株当たりの払込金額は、これに関する取締役会決 議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していな い場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。本制度は、50年間の譲渡制限期間を設けて当社 株式を付与するもので、譲渡制限の解除は、譲渡制限期間の満了時もしくは任期満了、死亡など取締役 会が正当と認める理由による退任時としております。なお、譲渡制限期間が満了した時点、もしくは取 締役退任時において、譲渡制限が解除されていないものがある場合は、当社はこれを当然に無償で取得 することとしております。なお、当事業年度における交付状況は「2.株式に関する事項(2)当事業年 度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

b. 監査等委員である取締役の報酬等

当社における監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。) 3名の報酬等は、取締役による職務執行に対する監査等の職務を担うことに照らし、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含めず、固定報酬である「基本報酬」のみで構成されております。当該報酬については、2016年6月24日開催の第40回定時株主総会で決議いただいた総額30百万円以内で決定しております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、3名(うち、社外取締役は2名)であります。また、監査等委員の個人別の報酬額については、監査等委員の協議によって決定することとしております。

– 19 –

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏 名	主	な	活	動	状	況	
取締役(監査等委員) 打田幸生	当事業年度開催の取納業務執行者から独立し守に係る見地から発言等委員会13回のうちの監査の相当性・そのなお同氏は、上場会社者としての豊富な経験に基づく客観的など、コーポレート・カます。	ルた立場で、 ・監視を行 13回出席し か他事項にて とにおいて 能と監査の は視点から、	取締役の職 fいました。 、内部監査を いいて、審議を な締役及び常 a広い見識を 当社の経営	察執行に関また、当事にとこれのを行いました前監査と行いました対監査を対して関い対して関い対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して<td>して必要に 業年 発 を き いた 経 り た と を を を を を を を を を を を を を を を を を を</td><td>応じて法令 いて開催され 用状況・会 から、主にか 専門的見地 対のな助言を</td><td>・ たま から たま 全 ま き な と き き な さ と き さ な さ と き さ な な さ な な な な な な</td>	して必要に 業年 発 を き いた 経 り た と を を を を を を を を を を を を を を を を を を	応じて法令 いて開催され 用状況・会 から、主にか 専門的見地 対のな助言を	・ たま から たま 全 ま き な と き き な さ と き さ な さ と き さ な な さ な な な な な な
取締役(監査等委員) 酒 井 修 一	当事業年度開催の取納業務執行者から独立し守に係る見地から発言等委員会13回のうちの監査の相当性・そのなお同氏は、事業会社な経験と幅広い見識を視点から、当社の経営バナンスの一層の強化	ルた立場で、 ・監視を行 12回出席し か他事項にて とにおいて取り は全般に関す	取締役の職 いました。 、 内では いいでは いいでいる ないでいる ないでいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	察執行に関 また、当年 システムました を経験的した を関め見地 がな助言を	して必要に 業年度 を 開及 で 主 に 全 い と 豊富 な と 受 ける る と き に る に え に え に え に り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	応じて法令 らいて開催され 用状況・会 経営者とし 経験に基づくれ 、コーポレー	・定款遵 れた監査 計監査 ての豊富 客観的な

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

監査証明業務に基づく報酬	24,200千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査等委員会が有限責任監査法人トーマツの報酬等に同意した理由は、前事業年度の実績と比較して、監査内容、監査工数が妥当であること、内部統制を含む監査報酬額が、他の同規模の上場企業と比較して妥当であることなどから、その報酬が妥当であると認めました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定に基づき、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備及びその運用状況に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使命に「タクミナは、公正で信頼される活動を行い、企業価値を最大にする」と謳い、 常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指しております。

当社では、取締役及び使用人の行動の規範として、「コンプライアンス行動規範」を定め、その 抜粋を手帳に掲載し、一人一人が携帯して常に閲覧できるようにするとともに、取締役会の諮問機 関として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備を図るほか、コンプ ライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役会及び監査等委員会に報告することとしており ます。

また、内部統制システムの維持・強化と財務報告の信頼性を確保するため内部統制全般を統括する「内部統制室」を設置し、会計監査・業務監査を分掌するほか、コンプライアンスのチェック機能を持たせています。不正行為等の早期発見と是正を図るため設けた「内部通報制度」の通報窓口とするばかりでなく、全社横断的なコンプライアンス上の問題点を把握させるほか、各種社内規程の見直しや法令及び定款等の違反行為の発生を未然に防止するチェックを行い、取締役会及び監査等委員会へ報告することとしております。

当事業年度におきましては、コンプライアンス意識の維持・向上のため、新入社員研修・中途入 社社員研修・その他研修会等において、コンプライアンス研修を実施いたしました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて行った決裁、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存・管理しております。

当事業年度におきましても、取締役及び監査等委員が常時これらの文書等を電磁的媒体及び本社総務部保管のファイルにて閲覧できる状態としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、損失の危険の管理を体系的に定めた当社グループ各社が共有する「リスク管理規程」 を制定しており、この規程に基づき、当社グループの社内各部門にリスク管理を行う「リスク管理 責任者」を置いております。 リスク管理を効果的かつ効率的に実施するため、当社グループ各社のリスク管理を担当する機関として、当社に取締役会の諮問機関である「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備にあたらせるとともに、有事の際、速やかに情報の伝達を行い、迅速かつ適切な対応で被害を最小限に食い止めることを企図しております。

なお、毎期初にリスクの見直しを各部門で行って、リスク管理委員会で共有しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営方針・戦略の意思決定機関であり、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されております。

法令や取締役会規則で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し業務執行状況を監督すべく、取締役会を原則毎月1回開催しております。また、取締役会の諮問機関として「執行役員会」及び「経営企画委員会」を設置し、経営に関する重要事項についての検討・審議及び取締役会から委譲された権限の範囲内での決定を行い取締役の職務執行の充実を図ることとしております。

併せて、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により各取締役の役割分担とその権限を明確に して、業務執行の効率化と、経営責任の明確化を図っております。

当事業年度におきましては、取締役会を16回(電磁開催4回を含む。)、経営企画委員会を11回開催いたしました。

また、職務執行の実態に合わせて規程類の改正を行いました。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社の子会社TACMINA USA CORPORATION及びTACMINA KOREA CO.,LTD.は100%子会社であり、その意思決定及び業務執行については、親会社である当社が重要な影響力を持っております。

当社では、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を 義務づけており、定期的に開催する取締役会や経営企画委員会等の会議において経営上の重要情報 の共有に努めております。

当事業年度におきましては、海外営業本部の報告を、取締役会において12回実施いたしました。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、損失の危険の管理を体系的に定めた当社グループ各社が共有する「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しており、子会社の業務の遂行を阻害する要因についても「リスク管理委員会」において対応策を審議することとしております。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、当社グループ全体を網羅する中期経営計画及び年度予算を策定することにより、子会社の役割及び目標を明確にするとともに、業務分掌と決裁権限に基づいて分業化・高度化を図り、効率的に業務運営を行う体制としております。

また、定期的に開催する当社取締役会、経営企画委員会等の会議における進捗管理等を通じて職務執行の効率化を図っております。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、当社グループ各社が共有する「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループ全体の法令遵守及び倫理行動に関する体制の整備・運用を網羅的・統括的に管理しており、子会社のコンプライアンス体制の確立・浸透・定着を図るための活動、あるいはコンプライアンス行動を阻害する要因についても「コンプライアンス委員会」において対応策を審議することとしております。

当社グループの海外拠点である子会社については、当該拠点ごとに現地の法律・会計・税務について随時相談し、アドバイスを求めることのできる提携先を確保し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っております。

なお、当社では、「コンプライアンス規程」を、子会社を含む内容にして運用しております。

⑤ その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、子会社の役員及び使用人が、親会社の経営方針に沿って適正に業務を運営していること を確認するために、定期的に内部監査を行う体制を整えております。また、当社における業務が適正に行われていることを確認するために、内部監査を実施しております。

「内部統制基本方針」及び「内部監査規程」を、子会社を含む内容にして運用しており、当事業年度におきましては、本社・東京支店・名古屋支店・大阪支店・海外営業本部・広島支店・倉敷支店・生産本部について内部監査を実施しました。

(6) 監査等委員会の職務を補助する使用人について

当社は、当社の規模から、当面、監査等委員会の職務を補助すべき専従者としての使用人は置いておりません。ただし、「内部統制室」が監査等委員会と連携して、内部監査(コンプライアンスの監視、内部統制の有効性についての監査、業務監査、会計監査)を行うとともに、監査等委員会の補助使用人の役割を果たしており、「内部監査規程」において「内部統制室」の被監査部門からの独立について規定し、また「内部統制基本方針」において監査等委員会が「内部統制室」に調査を求めることができると規定して、補助使用人の独立性及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性を担保しております。

当事業年度におきましては、常勤監査等委員と内部統制室が連携して内部監査計画を立案し、監査重点項目とした事業所における売上計上・返品・在庫管理の手続の整備・運用状況、及び経費の適正性等について監査を実施しました。

(7) 当社又は子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社グループでは、当社又は子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、当社の監査等委員会に対して、直ちに報告することとしております。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社又は子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して報告を求めることができ、監査等委員会から説明を求められた場合には、迅速かつ的確に報告を行うこととしております。

当事業年度におきましては、重要な事象は発生しませんでした。

(8) 監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、当社グループ各社が共有する「内部通報制度規程」において、通報者等が相談又は通報したことを理由として解雇その他の不利な取扱いを受けないことを定め、また不利な取扱いをした者には、社内規則に従い、処分することができる旨を規定しております。

当事業年度におきましては、該当する事象は発生しませんでした。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

また監査等委員会から独自に外部専門家(弁護士・公認会計士等)を顧問とすることを求められた場合、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとしております。

当社では、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。

当事業年度におきましても、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、一定額の予算を設けております。

(10)監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による監査の実効性を確保するため、代表取締役社長は、常勤監査等委員と会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、当社グループにおける内部統制の整備・運用の状況、監査等委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行うこととしております。

監査等委員会は、「会計監査人」及び「内部統制室」と情報交換に努め、連携して当社の監査の 実効性を確保するようにしております。

また、当社では、社外取締役 2 名を独立役員に指定し、中立的・客観的立場から助言を得るとともに、社内に精通した常勤監査等委員 1 名が取締役会・経営企画委員会等の重要会議に積極的に出席することで、経営監視の実効性を高めております。

監査等委員会は、原則として毎月1回1時間程度開催し、ガバナンスの在り方とその運用状況を 監視しております。

監査等委員会の主な職務としては、監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の監査の相当性及び再任に関する評価、会計監査人の報酬等に関する同意等があります。

当事業年度の具体的活動は、監査方針・監査計画、会計監査人再任・不再任、会計監査人の監査報酬の決定に関する同意、監査等委員会の監査報告書、監査等委員選任議案に対する同意、監査等委員会予算の策定等に関する決議を11件、常勤監査等委員の活動状況、会計監査人監査の立会い及び相当性評価、内部統制室監査のモニタリング状況と業務の適正性評価に関する報告・審議を25件行いました。

常勤監査等委員は、重要な経営会議等に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門からの報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。

当事業年度におきましては、会計監査人の監査に11回立会うなど、監査の方法及び実施状況を モニタリングしました。また、内部統制室と内部監査計画の立案・承認のほか、重要な事業所の往 査等に7回立会うなど常時連携し、内部統制システムの整備及び運用状況を監視し、その検証結果 を監査等委員会に報告しました。

なお、毎期末には、監査等委員会の実効性についての自己評価を実施し、当事業年度も概ね有効と評価しております。

⁽注) 本事業報告の記載金額及び株数は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

	(2025+37		(単位・十円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	3,213,766	支払手形及び買掛金	851,398
受 取 手 形	211,510	電子記録債務	905,310
	2,522,791	短 期 借 入 金	38,000
電子記録債権	1,727,215	1年内返済予定の長期借入金	350,000
商品及び製品	341,354	未払法人税等	268,351
日 · 日 · 日 · 日 · 日 · 日 · 日 · 日 · 日 · 日 ·	8,059	賞 与 引 当 金	374,400
原材料及び貯蔵品	1,581,644	その 他 流動負債合計	884,428
で が 科 及 び 射 戯 品 で そ の 他		流動負債合計固定負債	3,671,889
	69,242	回	9,458
	△80,523	株 延 恍 並 負 負 再評価に係る繰延税金負債	27,521
流動資産合計	9,595,059	退職給付に係る負債	597,607
固定資産		そ そ 他	125,736
有 形 固 定 資 産		固定負債合計	760,324
建物及び構築物	1,437,616	負 債 合 計	4,432,213
機械装置及び運搬具	157,029	(純 資 産 の 部)	
土 地	655,886	株 主 資 本	
そ の 他	245,881	資 本 金	892,998
有形固定資産合計	2,496,414	資 本 剰 余 金	790,226
無 形 固 定 資 産	147,911	利 益 剰 余 金	8,915,315
投資その他の資産		自 己 株 式	△897,303
投 資 有 価 証 券	1,888,491	株主資本合計	9,701,237
操 延 税 金 資 産	270,454	その他の包括利益累計額	440.000
退職給付に係る資産	62,581	その他有価証券評価差額金	442,220
そ の 他	271,305	土地再評価差額金	29,652
貸倒引当金	△1,928	為替換算調整勘定	75,863
投資その他の資産合計	2,490,905	退職給付に係る調整累計額 その他の包括利益累計額合計	49,104 596,840
日 定 資 産 合 計	5,135,231	新り その他の己括利金系計額合計 ・ 純	10,298,078
	14,730,291		14,730,291
	17,/30,231		17,/ 30,231

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

科	E		金	額
1. 売 上	高			11,119,396
Ⅱ. 売 上 原	京 価			5,928,600
売上	総利	益		5,190,796
Ⅲ. 販売費及び一般	股管理費			3,587,473
営業	利	益		1,603,323
Ⅳ. 営 業 外	収益			
1. 受 取	利	息	35,092	
	配当	金	22,153	
3. 持 分 法 に よ		益	4,112	
	証券運用	益	12,232	
	\mathcal{O}	他	6,292	79,883
V. 営 業 外	費用			
1. 支 払	利	息	2,169	
2. 為 替	差	損	1,676	
	美 数	料	29,985	
	\mathcal{O}	他	3,525	37,356
経常	利	益		1,645,849
	益			
	証券償還	益	10,158	10,158
	美 -			
減 損	損	失	9,051	9,051
1	前 当 期 純 利	益		1,646,956
法人税、住民	税及び事業	税	453,350	
	等調整	額	△23,846	429,503
1	屯 利	益		1,217,452
	属する当期純利			_
親会社株主に帰属	属する当期純利	益		1,217,452

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

2024年 4 月 1 日から) 2025年 3 月31日まで)

						株	主 資	本	
					資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当	期	首	残	高	892,998	773,736	8,060,415	△289,433	9,437,717
当 連	結会言	十年度	中の変	動額					
剰	余	金	の配	当			△362,552		△362,552
親会	会社株主	に帰属す	「る当期	純利益			1,217,452		1,217,452
自	己 村	株 式	の耳	7 得				△614,373	△614,373
自	己 村	株 式	の処	1 分		16,489		6,503	22,992
株主	資本以外(の項目の当	期変動額	(純額)					
当連	結会計	年度中の	の変動を	自合計	-	16,489	854,900	△607,870	263,519
当	期	末	残	高	892,998	790,226	8,915,315	△897,303	9,701,237

		その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	純資産合計		
当 期 首 残 高	452,718	30,438	85,794	16,516	585,468	10,023,186		
当連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当						△362,552		
親会社株主に帰属する当期純利益						1,217,452		
自 己 株 式 の 取 得						△614,373		
自己株式の処分						22,992		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△10,498	△786	△9,930	32,587	11,372	11,372		
当連結会計年度中の変動額合計	△10,498	△786	△9,930	32,587	11,372	274,892		
当 期 末 残 高	442,220	29,652	75,863	49,104	596,840	10,298,078		

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位:千円)

(2025年3月31日現在)

科 Ħ 金 額 科 目 金 額 部) (負 \mathcal{O} (資 産の 部) 流 動 負 債 動 箵 流 支 払 丰 形 83.084 現 余 及 S, 預 金 2,901,925 掛 金 755.568 受 手 211,510 形 905.310 記 緑 売 掛 金 2,455,445 余 38,000 短 電 子 記 録 権 1,727,215 1年内返済予定の長期借入金 350.000 商 묾 及 S, 딞 336,557 仕 品 未 払 金 565.819 8.059 掛 用 払 100.008 材料及び貯蔵 1,581,644 未 品 用 未 法 人 稅 等 256,728 前 費 28,823 払 137.564 前 受 金 そ \mathcal{O} 他 37,421 預 6) 金 貸 引 $\triangle 80,523$ 45.613 金 賞 引 金 374,400 流 動 資 合 9,208,078 産 そ \bigcirc 他 70,967 定 資 産 定 動 債 合 3.683.065 有 古 資 定 負 債 建 物 1,386,622 再評価に係る繰延税金負債 27.521 構 49,163 S, 置 130,497 툱 期 未 払 金 125,736 17,961 職給付引当 689,439 車 山 運 具 退 余 器具及び備 品 218,024 古 定 計 負 債 合 842.697 土 655,886 4,525,763 地 建 設 仮 勘 定 26,731 (純資産の部) 有 形固定資産合計 2.484.886 主 資 株 本 定 資 本 金 892.998 フ ウ I ア 146.961 資 余 余 本 フトウエア仮勘 950 資 本 準 余 730.598 形固定資産合計 147.911 の他資本剰 余 金 59,626 投資その他の資産 余 790.225 資 本 剰 金 有 価 1.524.763 投 資 証 利 余 関 係 会 社 株 辻 177,750 益 利 準 91.989 出 資 250 の他利益 剰余 金 破 更生債 1,928 権 産 配当平均積立 金 90,000 長 期 費 用 11,756 前 払 別 積 涂 17 余 1,200,000 82.728 前 払 年 余 費 用 繰 越 利 益 剰 余 金 6,992,627 繰 延 余 資 産 321.063 計 余 合 益剰 金 8.374.616 差 入 証 金 118,571 保 白 己 式 $\triangle 895.082$ 保 余 100.072 積 17 資 本 9,162,757 そ 他 27,850 (\mathcal{D}) ・換算差額等 貸 倒 引 余 $\triangle 1.928$ その他有価証券評価差額金 427,554 $\triangle 59,953$ 資 損 失 引 当 金 土地再評価差額金 29,652 投資その他の資産合計 2,304,851 評価・換算差額等合計 457.207 4.937.649 純 合 計 9.619.965 計 14,145,728 負 計 14,145,728 資 債 純 箵 産 合

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

科	B		金	額
I. 売 上	高			11,104,107
Ⅱ. 売 上 原	価			5,921,262
売上	総利	益		5,182,845
Ⅲ. 販売費及び一般	管 理 費			3,600,964
営業	利	益		1,581,880
Ⅳ. 営 業 外	収 益			
1. 受 取 利 息 及	及 び 配 当	金	49,656	
2. そ 0	D	他	19,680	69,336
V. 営 業 外	費用			
1. 支 払	利	息	2,169	
2. ₹ 0	D	他	33,510	35,680
経常	利	益		1,615,537
VI. 特 別 利	益			
投資有価	正 券 償 還	益	10,158	10,158
₩. 特 別 損	失			
1. 減 損	損	失	9,051	
2. 投 資 損 失 引	当 金 繰 入	額	59,953	69,005
税引前当	期 純 利	益		1,556,690
法人税、住民	税 及 び 事 業	税	430,959	
法人税等	調整	額	△20,551	410,407
当期純	利	益		1,146,283

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

			株		主		資		本		
		資 2	上 剰 纺	金金		利 益	剰	余 金			
	資本金		その他	資 本	∓ II → ←	その	の他利益剰気	金	利益	自式	株 主 資 本
	貞 华亚	資 本準備金	資 本剰余金	資本剰余金計	利 益準備金	配当平均積 立金	別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	剰 余 金 合 計	株 式	合 計
当 期 首 残 高	892,998	730,598	43,137	773,736	91,989	90,000	1,200,000	6,208,896	7,590,885	△287,212	8,970,407
当事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△362,552	△362,552		△362,552
当 期 純 利 益								1,146,283	1,146,283		1,146,283
自己株式の取得										△614,373	△614,373
自己株式の処分			16,489	16,489						6,503	22,992
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)											
当事業年度中の変動額合計	_	_	16,489	16,489	_	_	-	783,730	783,730	△607,870	192,349
当 期 末 残 高	892,998	730,598	59,626	790,225	91,989	90,000	1,200,000	6,992,627	8,374,616	△895,082	9,162,757

	評価	・換算差	額等	
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	452,718	30,438	483,157	9,453,564
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△362,552
当 期 純 利 益				1,146,283
自己株式の取得				△614,373
自己株式の処分				22,992
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△25,163	△786	△25,949	△25,949
当事業年度中の変動額合計	△25,163	△786	△25,949	166,400
当 期 末 残 高	427,554	29,652	457,207	9,619,965

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月19日

株式会社 タクミナ 取締役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 堀 田 賢 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タクミナの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タクミナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業 倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たし ている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に 関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査 人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要 因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月19日

株式会社 タクミナ 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 中 田 明

業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 堀 田 賢 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タクミナの2024年4月1日から2025年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重 要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査 人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要 因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の 執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 備考

財務報告に係る内部統制について、有限責任監査法人トーマツから、独立監査人の監査報告書日時点に おいて開示すべき重要な不備は認識していないとの報告を受けました。

2025年5月23日

株式会社タクミナ 監査等委員会

常勤監査等委員 吉 田 裕 印 監 査 等 委 員 打 田 幸 生 印 監 査 等 委 員 酒 井 修 一 印

(注) 監査等委員である打田幸生及び酒井修一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけております。 期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- 2. 配当財産の割当てに関する事項とその総額 当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、172,363,800円となります。
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	やま だ のぶ ひこ 山 田 信 彦 (1951年8月6日生)	1975年 6 月 日本フィーダー工業株式会社(現当社)入社 1984年 6 月 当社取締役 企画室長 1986年 5 月 当社常務取締役 営業本部長 1987年 5 月 当社取締役副社長 1993年 6 月 当社代表取締役社長 2010年 6 月 当社代表取締役社長執行役員 2012年 6 月 当社代表取締役社長 2023年 6 月 当社代表取締役会長(現任)	268,838株
2	やま だ けい すけ 山 田 圭 祐 (1982年12月2日生)	2011年10月 当社入社 2014年4月 当社社長室長兼海外営業部課長 2016年1月 TACMINA USA CORPORATION 国際事業部長 2017年6月 当社取締役執行役員 社長室長兼海外市場開拓担当 2018年4月 当社取締役執行役員 社長室長兼管理本部長2019年4月 当社取締役常務執行役員 社長室長兼管理本部長	87,194株
3	Lis List	2016年 4 月 当社入社 2016年 4 月 当社営業本部営業統括部長 2018年 4 月 当社執行役員 営業本部営業統括部長 2020年 4 月 当社執行役員 営業戦略本部長 2020年 6 月 当社取締役執行役員 営業戦略本部長 2021年 4 月 当社取締役執行役員 営業統括本部長(現任)	9,460株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	いの うえ でる きみ 井 上 博 公 (1961年8月25日生)	1984年 4 月 日本フィーダー工業株式会社(現当社)入社 2010年 4 月 当社技術部長 2015年 4 月 当社執行役員 技術部長兼開発センター長 2019年 4 月 当社執行役員 技術本部長兼技術部長 2023年 4 月 当社執行役員 生産本部長兼製造管理部長 2023年 6 月 当社取締役執行役員 生産本部長兼製造管理部 長(現任)	22,182株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3.会社役員に関する事項(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役酒井修一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 、	当 社 に お け る 地 位 、 担 当 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式 数
が は しゅう いち 酒 井 修 一 (1951年4月15日生)	1985年 4 月 1996年 4 月 1996年12月 2007年 4 月 2018年 7 月	工業計器株式会社(現ネステック株式会社)入社 同社関西営業所長 同社取締役関西営業所長 同社取締役関西営業部長 同社取締役関西営業部長 同社取締役営業本部長 同社常務執行役員 当社取締役(監査等委員)(現任)	2,100株

- (注) 1. 酒井修一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 酒井修一氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 3. 責任限定契約について

当社は、酒井修一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

- 4. 酒井修一氏は、ネステック株式会社において取締役を務めた経験から、主に企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏により当社の経営全般に関する監督や有効な助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であり、うち監査等委員である社外取締役としての在任期間は4年であります。
- 5. 役員等賠償責任保険契約について

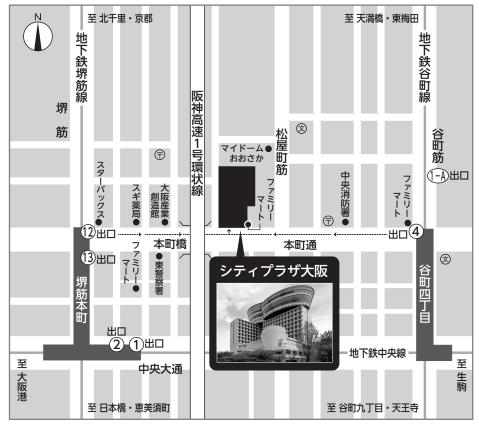
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3.会社役員に関する事項(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。酒井修一氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

シティプラザ大阪 2階「SYUN -旬-」

大阪市中央区本町橋 2番31号 TEL 06-6947-7702



地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅 1号、12号出口より徒歩約6分

※2号出口、13号出口にはエレベーターがございます。

地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 4号出口より徒歩約7分

※1-A出口にはエレベーターがございます。